

各務原市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針

(平成27年2月10日決裁)

1 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び指定地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）（以下「施設」という。）への入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう、基準を明示することにより、入所を決定する場合の入所決定過程の透明性、公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所対象者

入所の対象となる者は、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において、日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）とする。

3 特例入所対象者基準

特例入所対象者に該当するかの判定については、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関して、以下の基準を総合的に考慮する。

- (1) 認知症である者の中で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる者。
判断する際は、日常自立支援度を考慮すること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴う者の中で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる者。
判断する際は、療育手帳又は障害等級等の程度を考慮すること。
- (3) 家族等による日常的に身の危険を感じる虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難である者。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である者。

4 入所申込の適正な運用

- (1) 施設は、入所申込を受理する際に、入所申込者又は家族等に対して、指針の説明を行った上で受理するとともに、申込内容に変更等があった場合は、施設に連絡するよう依頼する。
- (2) 入所申込は、原則、介護支援専門員を通じて、本人又は家族等が、特別養護老人ホーム入所申込書に必要事項を記入し、希望する施設1ヶ所に提出するものとする。
- (3) 施設は入所申込書を受理したら、受付簿に内容を記載し、管理するとともに、入所申込者から内容の変更の連絡があった場合は、その内容を記録する。
- (4) 入所申込者から入所申込書の取り下げ申し出があった場合、及び入所対象者でなくなった場合、名簿から削除する。
- (5) 施設は、申込者で待機者となっている者について、**岐阜県の調査基準と合わせ、原則毎年6月1日を基準日として**申請内容の更新をし、受付簿の整理を行うこと。

5 特例入所の適正な運用

- (1) 施設は、入所申込書に、特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容を申込者に丁寧に説明し、申込者に特例入所の要件への該当に関する申込者の考えを記載してもらうこと。
- (2) 申込者から特例入所の要件に該当している旨の申し立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めない。
なお、特例入所の要件に該当している旨の申し立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねることとする。
- (3) 施設は、特例入所の申込があった場合は、委員会の開催前に、市に報告をしなければならない。
- (4) 施設は、入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっては、市に適宜意見を求めることができる。
- (5) 市は、施設から報告を受けた場合において、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見することができる。
- (6) 施設は、市の意見を踏まえて、特例入所対象者に該当するか否かの決定をする。

6 入所の必要性の高さを判断する基準の勘案事項

- (1) 「介護の必要の程度」については、要介護度を勘案すること。
また、「家族の状況」については、単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなどを勘案すること。
- (2) その他の勘案事項
居宅サービスの利用に関する状況などが考えられること。

7 特別な事由による入所

次の場合には、委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。

この場合、施設長は、その後の委員会において、報告するものとする。

- (1) 災害又は事件、事故、虐待及び入所申込者の心身の状況又は介護環境の急激な変化等により、緊急に入所する必要が認められる場合
- (2) 老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託があった場合（同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）

8 施設が基準を当てはめて入所を決定する際の手続き

- (1) 入所に関する検討のための委員会の設置について
 - ① 施設に、入所に関する検討のための委員会を設け、入所の決定は、その合議とする。
 - ② 入所に関する検討のための委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員に構成し、必要に応じて、施設職員以外の者の参加を求めることが望ましい。
- (2) 記録の作成及び保存について
 - ① 施設は、入所に関する検討のための委員会を開催する都度、その協議の内容（市の意見を含む。）を記録し、これを5年間保存すること。
 - ② 施設は、市または県から求めがあったときは、上記の記録を提出すること。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日決裁）

この指針は、平成29年3月31日から施行する。

附 則（平成29年9月13日決裁）

この指針は、平成29年9月13日から施行する。